

まん延防止等重点措置が終了することを踏まえ、基本的対処方針に基づく感染防止策の継続的かつ着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡

令和4年3月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部における決定により、新型コロナウイルス感染症対策に関して、3月21日をもって、まん延防止等重点措置を終了することを公示したところです（別紙1参照）。また、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）を変更いたしました（別紙2及び別紙3参照）。

各府省庁におかれましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、今後の早期の感染の再拡大を招かないよう、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

担当者：八重樫、阪本、栗栖、中西、上田、岩熊、倉本

TEL : 03-6257-1309

MAIL : g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp